

道内私立学校における「いじめによる重大事態」への対応について

H28.11.9 総合政策部政策局

1 経過

| 日程 | 内容等 |
|----------|---|
| 平成 27 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・道内の私立学校の生徒（以下、「A」という。）が、同じ学校の複数の生徒からいじめを受ける事案が発生した。 ・当該学校は、保護者から「いじめによる重大事態」との指摘を受け、条例に定める「いじめによる重大事態」として知事に報告した。 ・当該学校は、いじめ防止対策推進法第 28 条に定める組織を設置して重大事態に係る調査を実施した。 |
| 平成 28 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該学校は上記調査の報告書（以下、「報告書」という。）を作成し、知事に提出した。 ・これを受け、「再調査の必要性の有無」について「北海道いじめ調査委員会」（以下、「調査委員会」という。）に対し意見を求めた。 ・調査委員会では計 2 回の審議を実施した。 ・平成 28 年度第 3 回調査委員会において「再調査の必要性はない」と決定し、知事に回答した。 |

2 本事案のいじめの態様等について

報告書によると、本事案のいじめの態様等は次のとおりである。

(1) 態様・経緯について

ア 部活動顧問（以下、「顧問」という。）は、部員 A の練習への取り組み方が不十分と判断し、A の発憤を期待して退部を求める発言をした。また、顧問は、部員 B に対し練習への取り組み方について A の相談に乗るように指示した。

イ B は部のミーティングを開き、A の練習への取り組み方について改善すべき点などを話し合った。

ウ その後、A は改善に取り組んだことを説明するため、部のミーティングを開いた。このミーティングにおいて、A は他の部員から、退部を促す発言など精神的な苦痛を感じる発言を受けた。その後、A は不登校となった。

(2) 背景

本案件の背景として、当該部活動の顧問や部員が、大会等で好成績を上げることなど高い目標を持ち活動する中で、結果として、個人の尊厳への配慮を欠いた活動となった面があった。

3 再調査について

調査委員会からの意見を十分に尊重し、再調査を行わないことを決定した。(H28.11.4)。